

2 1 陳 情 第 1 7 号	所得税法 5 6 条廃止の意見書提出を求める陳情
付 託 委 員 会	総務区民委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 1 年 9 月 1 6 日受理、平成 2 1 年 9 月 1 8 日付託
陳 情 者	新宿区若松町————— ————— 会長 ————— 外 1 名
<p>(要 旨)</p> <p>1 所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書を、国に提出してください。</p> <p>(理 由)</p> <p>私たち中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その中小業者を支えている家族従業員の「働き分」(自家労賃)は税法上、所得税法第 5 6 条「配偶者とその親族が事業に従事したとき対価の支払いは必要経費に算入しない。(条文要旨)」とされており、必要経費として認められていません。</p> <p>所得税法 5 6 条により事業主から控除できる働き分は、配偶者の場合は年間 8 6 万円、家族従業者の場合は年間 5 0 万円です。家族従業者は、この控除額が所得とみなされるため、独立するための住宅ローンも組めず、社会的にも経済的にも自立しにくい状況となっています。こうした現状は後継者不足にも影響しています。</p> <p>ある生命保険では、交通事故を起こした場合の保障日額は専業主婦が 5 7 0 0 円なのに比べ、配偶者の従業者は 2 3 0 0 円と半分にも届きませんでした。日額 2 3 0 0 円は最低賃金にも及びません。夫と共に日々商売を切り盛りしている業者婦人の地位はこんなにも低いのです。</p> <p>配偶者やその息子・娘などが事業に従事した場合、事業主に家族従業者の働き分を含めて申告するため、重税となっています。また、家族従業員の働き分が必要経費として算入されないため下請け単価に反映されず、低単価・抵工賃の一因ともなっています。</p> <p>戦前の家父長制度が色濃く残っている時代に制定された「所得税法 5 6 条」は、個人の尊重(憲法第 1 3 条)、法の下での平等(同第 1 4 条)や両性の平等(同第 2 4 条)、財産権(同第 2 9 条)に反しており、配偶者や家族従業者の人格や労働を認めていません。私たちは、所得税法第 5 6 条を廃止し、現代社会・経済の実情に合わせ、配偶者や家族従業者の「働き分」を事業主の控除としてではなく、必要経費として算入するよう求めます。</p> <p>以上、貴議会において、所得税法第 5 6 条を廃止するよう国に対し意見書を提出していただきますよう陳情いたします。</p>	